

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	1
◎高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定（県民生活・男女共同参画課）	1
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の廃止（行政管理課）	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	3
◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	3
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	4
◎教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	5
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	5
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	6
高知県教育委員会告示	
◎告示（地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定）の一部改正（教育委員会事務局教育政策課）	6
◎高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定（教育委員会事務局生涯学習課）	6

◎高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定（ 〃 ）	6
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定（ 〃 ）	6
高知県教育長訓令	
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	6
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	6

## 告 示

### 高知県告示第180号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。  
平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1の(7)を次のように改める。  
(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務  
ア 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務  
(ア) 一時預かり事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに一時預かり事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の12）  
(イ) 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は幼保連携型認定子ども園（法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下この号において同じ。）において一時預かり事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の14第1項、第3項及び第4項）  
イ 病児保育事業（法第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務  
(ア) 病児保育事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに病児保育事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の18）  
(イ) 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所又は幼保連携型認定子ども園において病児保育事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の18の2第1項及び第3項）  
ウ 保育所及び認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務  
(ア) 市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理（法第35条第3項及び第11項）  
(イ) 私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認（法第35条第4項から第9項まで及び第12項）  
(ウ) 保育所に係る最低基準維持のための監督（法第46条第1項、第3項及び第4項）  
(エ) 県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員の解職の指示（法第56条の2第2項）  
(オ) 私立の保育所の設置の認可の取消し（法第58条第1項）  
(カ) 法第35条第3項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対する立入調査等（法第59条第1項及び第3項から第7項まで）  
(キ) 認可外保育施設に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知（法第59条の2）  
(ク) 認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状況に係る報告の受理等（法第59条の2の5）  
1の(10)を次のように改める。  
(10) 保育所のみを経営する特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下この号において同じ。）に係る法の規定により旧主務官庁（法第96条第1項に規定する旧主務官庁をいう。）が行う事務のうち、特例民法法人の業務の監督（監査事務を除く。）（法第95条並びに法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第67条第1項及び第2項、第72条第2項、第77条並びに第83条）  
1の(11)中「(7)」を「(7)ウ及び(8)」に改める。  
**高知県告示第181号**  
高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。  
平成27年3月31日  
高知県知事 尾崎 正直
- 施設の名称  
高知県立交通安全子どもセンター
  - 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市中秦泉寺365番地2  
特定非営利活動法人たびびと

3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

高知県告示第182号

平成21年4月高知県告示第285号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）は、平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第4号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「心の教育センター」を「幡多青少年の家」に、「幡多青少年の家」を「心の教育センター」に改める。

第2条第1項中「を除きこの規則で定める」を「を除くほか、この規則で定めるものとする」に改め、同条第2項中「に掲記する」を「で定める」に改める。

第3条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第1号中「第18条第1項」を「第17条第1項」に、「、設置された」を「設置された」に改める。

第7条第2項中「次の表のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改める。

第15条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条の2中「新図書館等の整備に関する事務」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 新図書館等の整備に関すること。

(2) 高知県立図書館に関すること。

第16条第1号中「文化財保護審議会」を「高知県文化財保護審議会」に改める。

第21条を次のように改める。

(位置)

第21条 高知県教育センター設置条例（昭和39年高知県条例第15号）により設置された高知県教育センター（以下「教育センター」という。）の位置は、高知市とする。

第22条中「高知県教育センター（以下「教育センター」という。）」を「教育センター」に改める。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 幡多青少年の家

(位置)

第24条 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）により設置された高知県立幡多青少年の家（以下「幡多青少年の家」という。）の位置は、幡多郡黒潮町とする。

(所掌事務)

第25条 幡多青少年の家の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青少年のための研修会及び講習会の開催に関すること。

(2) 青少年のための体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を図るために必要があると認められること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、幡多青少年の家の管理運営に関すること。

第26条を次のように改める。

(位置)

第26条 高知県立図書館設置条例（昭和25年高知県条例第68号）により設置された高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）の位置は、高知市とする。

第27条中「高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）」を「県立図書館」に改め、同条第9号中「図書館協議会」を「高知県立図書館協議会」に改める。

第3章第4節を次のように改める。

第4節 心の教育センター

(位置)

第28条 高知県心の教育センター設置条例（平成15年高知県条例第4号）により設置された高知県心の教育センター（以下「心の教育センター」という。）の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第29条 心の教育センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 心の教育に関する教職員研修に関すること。

(2) 教育相談の企画及び実施に関すること。

(3) 心の教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(4) 心の教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、心の教育に関すること。

第30条中「置くことがある」を「置くことができる」に改める。

第31条中「その都度」を「その都度教育委員会が」に改める。

第32条第1項中「、限定された」を「限定された」に改め、同条第2項中「内容とした設置要綱を」を「設置要綱で」に改め

る。

第33条第2項中「保有し」を「保有しつつ」に改める。

第37条の表中「総合調整事務」を「総合調整の事務」に、「専門的事務又は技術」を「専門的な事務又は技術」に、

技師	技術に従事する。
----	----------

を

技師	技術に従事する。
----	----------

専門員	専門的な事務又は技術に従事する。
-----	------------------

に改める。

第38条第1項の表中

左の組織に置く職員
-----------

を

職員
----

に改め、同条第2項中「必要に応じ」を「、必要に応じ」に、「技師」を「技師、専門員」に改める。

第39条第1項の表を次のように改める。

教育機関	職員
教育センター	所長 企画監 次長 部長 チーフ
幡多青少年の家	所長 チーフ
県立図書館	館長 次長 チーフ 司書
心の教育センター	所長 次長 チーフ

第39条第2項中「必要に応じ」を「、必要に応じ、専門企画員」に改める。

第40条中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同条の表中

高知県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	生涯学習課
------------	--	-------

高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成27年法律第71号）第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
------------	---	-------

を「

高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成27年法律第71号）第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
------------	---	-------

高知県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定による図書館の運営に関する館長に対する建議及び図書館が行う図書館奉仕に関する館長に対する意見陳述に関する事務	新図書館整備課
------------	--	---------

に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第5号**

**高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規

則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に、「委任することについて」を「委任することに関し」に改める。

第2条第23号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条中第29号を削り、第28号を第29号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 幼保連携型認定こども園の設置の認可をすること。

第2条第37号中「重要と」を「重要であると」に改める。

**附 則**

この規則中第2条の改正規定は公布の日から、第1条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。



指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第6号**

**指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則**

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第19条第4項」を「第18条第4項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第7号

##### へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の越知町の項を次のように改める。

越知町	横島小学校	平成2年1月1日
-----	-------	----------

別表第1の2級の土佐清水市の項及び高岡郡の越知町の項を削る。

別表第2の高知市の項及び高岡郡の越知町の項を削る。

##### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第8号

##### 教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第12条第2項」に改める。

第2条第2項第1号中「第9条第1項第3号イ、ロ若しくはニ」を「第9条第1項第3号イ、ロ若しくはホ」に改め、同項第2号中「又は特別支援学校を設置するもの」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）を設置するものに限る。）又は同号ニに掲げる法人（同号ニの幼保連携型認定こども園の設置が県内であるもの」に改める。

別記第1号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に、「もののすべてを」を「ものの全てを」に改める。

別記第2号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第3号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第4号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に、「もののすべてを」を「ものの全てを」に改める。

別記第5号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第6号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第7号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、同様式注中「すべてを記入できない」を「全てを記入することができない」に改める。

別記第8号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の教員免許更新制に関する規則別記様式は、この規則による改正後の教員免許更新制に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第9号**

**高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県立図書館（）」を「高知県立図書館（第9条ただし書、第11条第1項及び第13条第1項を除き、）」に、「管理運営について」を「管理運営に関し」に改める。

第2条第1項中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改める。

第3条第1項中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第2号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第2項中「臨時に」を「臨時に図書館を」に、「休館日に」を「前項の休館日に図書館を」に改める。

第5条中「、図書館内（以下）を「図書館内（次条において）」に、「利用できる」を「利用することができる」に、「図書にあっては10冊以内、その他の資料」を「、図書等（図書、雑誌、新聞、官公報類、古文書等をいう。以下同じ。）にあっては10点以内、その他の資料（視聴覚資料、マイクロフィルム等をいう。第8条において同じ。）」に改め、同条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第6条の見出し中「利用」を「館内利用」に改め、同条中「において」を「において当該資料を」に改める。

第7条第1項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、同項ただし書中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第2項中「次条」を「利用者が、次条」に、「2月」を「6月」に、「返却しない場合は」を「返却しない場合は、当該利用者は」に、「利用できない」を「利用することができない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 館長は、利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用している場合において、当該資料を貸出期間が

6月を超えても返却していないことが判明しているときは、新たに館外で資料を利用させないことができる。

第8条中「利用できる」を「利用することができる」に、「必要と認める」を「必要があると認めた」に、「図書にあっては10冊以内」を「図書等にあっては20点以内」に、「2週間」を「2週間以内」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用する場合にあっては、館外で同時に利用することができる資料の数は、館外で利用する図書館の資料の数に当該高知市立市民図書館外で利用する高知市立市民図書館の資料の数（当該資料に係る図書等及びその他の資料の区分については、図書館における資料の区分と同様とする。）を加えることとし、その加えて得た数が図書等にあっては20点以内、その他の資料にあっては10点以内とならなければならない。

第9条中「において」を「においてこれを」に改め、同条ただし書中「必要と認めたものについては」を「必要があると認めたものに対しては」に、「付して」を「付してこれを」に改め、同条第5号中「展示中の」を「現に展示している」に改め、同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 古文書

第10条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「認める者については、」を「認めた者に対して、図書館への」に、「又は」を「、又は図書館からの」に改め、同条第1号中「施設」を「図書館の施設」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げる者のほか、」に改める。

第11条第1項中「資料」を「高知県立図書館の図書等」に、「相当と認める団体に」を「相当であると認めた団体にこれを」に改め、同条第2項中「団体貸出し（）」を「団体への貸出し（）」に改める。

第12条の見出し中「貸出資料数等」を「図書等数等」に改め、同条中「団体貸出しできる資料」を「団体貸出しができる図書等」に、「必要と認める」を「必要があると認めた」に、「50冊以内」を「50点以内」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該団体が高知市立市民図書館の図書等について団体貸出しと同様の貸出しを利用する場合にあっては、同時に利用することができる図書等の数は、団体貸出しを利用する図書館の図書等の数に当該高知市立市民図書館の図書等の数を加えることとし、その加えて得た数が50点以内とならなければならない。

第13条第1項中「図書館に」を「高知県立図書館に」に、「必要と認める団体を定期巡回し、」を「必要があると認めた団体を定期巡回し、高知県立図書館の」に改める。

第14条中「自動車文庫の貸出しできる」を「前条第1項の自動車文庫において貸し出すことができる」に、「必要と認める」を

「必要があると認めた」に、「200冊以内」を「200点以内」に改める。

第15条第2項中「現品」を「、現品」に改める。

第17条中「別に」を削る。

**附 則**

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

-----  
**教育委員会訓令**  
-----

**高知県教育委員会訓令第1号**

教育委員会事務局

各教育機関

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令**

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程（昭和61年8月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「各教育事務所及び高知県立図書館」を「職員数50人未満の事務所（高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）第3条第3号に規定する事務所をいう。次項において同じ。）及び教育機関（同条第4号に規定する教育機関をいい、教育センターを除く。同項において同じ。）」に改め、同条第2項中「教育事務所にあってはチーフ（総務担当）、高知県立図書館にあってはチーフ（支援協力担当）」を「事務所又は教育機関の総務を担当するチーフ」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。



**高知県教育委員会訓令第2号**

教育委員会事務局

各教育機関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育機関の高知県立図書館長の項中「館長があらか

じめ指定したチーフ」を「専門企画員（担当する事務に限る。）」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**高知県教育委員会訓令第3号**

事務局  
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令**

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「専決させることについて」を「専決させることに關し」に改める。

第2条中「第2条に定める」を「第2条各号に掲げる」に改め、同条第7号中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 幼保連携型認定こども園の設置の認可をすること。

**附 則**

この訓令は、平成27年3月31日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県教育委員会告示第2号**

平成13年12月高知県教育委員会告示第10号（地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育行政に関する相談に関する事務を行う職員（指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

「第19条第8項」を「第18条第8項」に改める。

**高知県教育委員会告示第3号**

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称  
高知県立塩見記念青少年プラザ

- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市中秦泉寺365番地2  
特定非営利活動法人たびびと
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

**高知県教育委員会告示第4号**

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称  
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香美市香北町美良布1211番地  
株式会社香北ふるさと公社
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**高知県教育委員会告示第5号**

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第18条第1号及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称
  - （1） 高知県立高知青少年の家
  - （2） 高知県立青少年体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
特定非営利活動法人高知県青年会館
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

-----  
**教 育 長 訓 令**  
-----

**高知県教育長訓令第1号**

事務局  
各事務局  
各教育機関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

平成27年3月31日

高知県教育長 田村 壯児

**教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令**

教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に、「心の教育センター、図書館、幡多青少年の家、青少年センター及び教育事務所」を「教育事務所、青少年センター、幡多青少年の家、県立図書館及び心の教育センター」に、「その他について」を「その他に關し」に改める。

第2条第2項第1号中「許可」を「許可等」に改め、同項第13号中「利用者及び入場者」を「利用する者」に改め、同条第3項第1号中「第3条に規定する」を「第3条ただし書の規定による」に改め、同項第2号中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に改め、同項第7号中「第3条に規定する」を「第3条第1項及び第2項の規定による」に改め、同項第8号中「許可の変更等の届出」を「取消しの届出等」に改め、同項第9号中「第5条の規定による設備の制限に対する」を「第5条ただし書の規定による」に改め、同項第11号中「利用者」を「利用する者」に改める。

第3条第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

-----  
**高知県教育長訓令第2号**

教育委員会事務局  
各県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

高知県教育長 田村 壯児

**県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令**

県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に、「その他について」を「その他に關し」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。